

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄） 1
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）
（抄） 2
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（抄） 3
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（抄） 4

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）
（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 四十五（略）

四十六 司法書士又は司法書士法人

四十七 行政書士又は行政書士法人

四十八 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は

監査法人

四十九 税理士又は税理士法人

3（略）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 四（略）

2 五 6（略）

別表（第四条関係）

(略)	(略)	(略)
<p>第二条第二項第四十六号に掲げる者</p>	<p>司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）について</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>

	<p>の代理又は代行（以下この表において「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。） 三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。） 	
<p>第二条第二項第四十七号に掲げる者</p>	<p>行政書士法第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十八号に掲げる者</p>	<p>公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十九号に掲げる者</p>	<p>税理士法第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）

第三百四十二条の五 裁判所は、第三百四十二条の二の許可をする場合には、帰国等保証金額を定めなければならない。ただし、保釈を許す決定を受けた被告人について、同条の許可をするときは、この限りでない。

② 帰国等保証金額は、宣告された判決に係る刑名及び刑期、当該判決の宣告を受けた者の性格、生活の本拠及び資産、その者が外国人である場合にあってはその在留資格（入管法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）の内容その他の事情を考慮して、その者が前条第一項の規定により指定される期間内に本邦に帰国し又は上陸することを保証するに足りる相当な金額でな

ればならない。

③ (略)

第三百四十二条の六 第三百四十二条の二の許可は、帰国等保証金額が定められたときは、帰国等保証金の納付があつた時にその効力を生ずる。

② (略)

第三百四十五条の二 裁判所は、罰金の裁判(その刑の執行猶予の言渡しをしないものに限る。以下同じ。)の告知を受けた被告人について、当該裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、勾留状を発する場合を除き、検察官の請求により、又は職権で、決定で、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないことを命ずるものとする。

② 前項の被告人について、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において、罰金の裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときも、同項と同様とする。

第三百四十五条の三 第三百四十二条の三から第三百四十二条の八までの規定は、前条の許可について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十八号)(抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五 (略)

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次に三条を加える改正規定、同法第四百三条の二の次に二条を加える改正規定、同法第四百六十九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十三条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の次に一条を加える改正規定、同

法第四百九十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第四百九十四条の次に十三条を加える改正規定並びに第三条（第七十条第一号を削る改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十一条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る。）、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第七十二条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第二百五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七〇十一（略）

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（抄）
（司法書士等の特定業務）

第八条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 租税の納付
- 二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は刑事手続に係る保証金若しくは監督保証金の納付
- 三 過料の納付
- 四 成年後見人、保険業法第二百四十二条第二項又は第四項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分

二〇四（略）